

マリンピア喜入自動券売機リース契約書（案）
(長期継続契約)

1. リース物品 自動券売機 2台

2. 納入（設置）場所 マリンピア喜入（鹿児島市喜入町6094番地1）

3. 契約期間
契約締結日 から 令和12年9月30日 まで

準備期間	契約締結日 から 令和7年9月30日
履行期間	令和7年10月1日から令和12年9月30日（60月）

(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく
長期継続契約)

4. リース料 月額 ￥○○○, ○○○, ○○○-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
￥○○○, ○○○, ○○○-

5. 契約保証金 鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第26条第3号の規定により免除

上記の物品について、鹿児島市（以下「発注者」という。）と、株式会社○○（以下「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正なリース契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年○○月○○日

発注者 住 所 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市
氏 名 代表者 鹿児島市長 下鶴隆央

受注者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書に従い、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、別表1に定めるリース物品（以下、「物品」という。）を、契約書に記載の契約期間（又は履行期間）（以下、「リース期間」という。）に発注者に対して賃貸するものとし、発注者は、契約書に記載のリース料を支払うものとする。
 - 3 受注者は、物品の納入及び撤去する上で当然必要なものは、受注者の負担で行うものとする。
 - 4 受注者は、この契約の履行に際し、秘密情報等の取扱いについては、別記1「秘密情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(法令の遵守)

- 第2条 受注者は、関係法令の規定を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受注者は、発注者の書面による承諾を受けないで、この契約によって生ずる債権その他の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。

(一般的損害等)

- 第4条 この契約の履行に際し、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を生じさせた場合は、受注者の責任と費用において解決するものとする。
- 2 前項の場合において、発注者が第三者に生じた損害を賠償するなど発注者に損害が生じた場合は、受注者は発注者に対しこれを賠償するものとする。

(物品の納入等)

- 第5条 受注者は、物品を契約書及び仕様書等で指定された納入・設置場所（以下「設置場所」という。）へ仕様書等に定める日時（以下「納入期限」という。）までに受注者の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、リース期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から発注者の使用に供しなければならない。ただし、納入等について仕様書等に特段の定めのある場合は、その方法によるものとする。
- 2 発注者は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、発注者の職員をして立ち会わせ、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。
 - 3 受注者は、物品を設置場所に納入し、発注者が使用できる状態にしたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

- 第6条 発注者は、受注者から前条の通知があったときは速やかに検査し、その検査に合格したときをもって、受注者から物品の引渡しを受けたものとする。
- 2 発注者は、必要があるときは、前項の検査のほか、物品の納入が完了するまでの間において、品質等の確保をするための検査を行うことができる。
 - 3 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びにこれらの検査のために変質、変形、消耗又はき損

した物品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

- 4 受注者は、物品を納入する上で当然必要なものは、受注者の負担で行うものとする。

(引換え又は手直し)

第7条 受注者は、物品を納入した場合において、その全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。この場合においては、前2条の規定を準用する。

(納入期限の延長)

第8条 受注者は、天災事変その他やむを得ない理由によって納入期限までに物品を納入することができないときは、事前にその理由を明らかにして納入期限の延長を願い出ることができる。この場合において、延長の期限は、発注者と受注者との間で協議して定める。

(リース料の支払)

第9条 受注者は、毎月10日までに前月分のリース料の請求を発注者に対し行うものとする。ただし、月の中途において契約を解除した場合にあっては、契約解除日の翌日から起算して10日以内に請求しなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求の書類を正当と認め、これを受理したときは、その日から起算して30日以内に当該請求に係る金額を受注者に支払うものとする。
- 3 第1項のリース料の計算は、月の初日から末日までを1ヶ月として計算するものとする。この場合において、当該月における物品の使用が1ヶ月に満たないとき又は前2条の規定による使用開始日の延期などにより、当該月における物品の使用が1ヶ月に満たなくなつたとき（発注者の責めに帰すべき理由による場合を除く。）は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。
- 4 前項の場合において、リース料に円未満の端数が生じたときは、円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 5 発注者の責めに帰すべき理由によりリース料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合担保責任)

第10条 発注者は、納入された物品が契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を

経過したとき。

- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(転貸の禁止)

第11条 発注者は、物品を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ受注者の承諾があつたときは、この限りでない。

(公租公課)

第12条 物品に係る公租公課は、受注者が負担する。

(物品の管理責任等)

第13条 発注者は、善良なる管理者の注意をもって、物品を使用管理しなければならない。

2 発注者は、物品を本来の用法によって使用し、かつ、発注者の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

3 物品に故障が生じたときは、発注者は、直ちに受注者に報告しなければならない。

(物品の保守・点検)

第14条 受注者は、年1回、受注者の技術者を定期的に巡回させ、所定の定期点検及び必要な修理調整を行うものとし、当該点検等が終了したときは、遅滞なく点検結果を発注者に報告するものとする。

2 受注者は、発注者から故障発生の通知があったときは、その都度速やかに修理等の対応を取るものとする。

3 受注者は、点検により不良部品及び要修理箇所を発見したときは、速やかに発注者に通知し、発注者の申し出に基づき必要な措置を講ずるものとする。

4 保守時間は、月曜日から金曜日までの8時30分から17時30分までとする。(但し、土・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日～1月3日を除く。) なお、発注者が緊急と判断する障害の際は、上記時間帯以外でも障害対応を実施することとし、これに係る費用については、発注者受注者協議の上支払うものとする。

5 軽微な作業であっても、全ての作業終了後は速やかにその実施内容などを記載した保守実施報告書を提出し、発注者に提出すること。

6 第1項の保守・点検に要する費用は、リース料に含むものとする。ただし、物品の交換等が必要となった場合、その実費は発注者の負担とする。

(物品の返還等)

第15条 発注者は、この契約が終了したとき又は解除されたときは、物品を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、受注者が認めた場合は、現状のままで返還することができる。

2 発注者は、物品に投じた有益費及び必要費があつても、受注者に請求しないものとする。

3 受注者は、リース期間が満了したときは、速やかに物品を撤去するものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。ただし、仕様書等に特段の定めのある場合は、この限りでない。

- 4 発注者は、前項の規定による撤去に際して必要があるときは、発注者の職員をして立ち会わせ、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。
- 5 発注者は、受注者が正当な理由がなく、相当期間内に物品を撤去せず、又は設置場所の原状回復を行わないときは、受注者に代わって物品を処分し、又は設置場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出しがれども、かつ、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(労働環境の確認)

第16条 受注者は、この契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、別記2「労働環境の確認に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(損害保険)

第17条 受注者は、物品に関し、リース期間中継続して動産総合保険に加入するものとする。

- 2 前項の保険料は、受注者が支払うものとする。

(物品の原状変更)

第18条 発注者は、物品の改造又は他の機器を付加することについては、あらかじめ受注者の承諾を得るものとする。

(所有権の表示)

第19条 受注者は、物品が受注者の所有である旨の表示をするものとする。

(物品の点検のための立ち入り)

第20条 受注者は、発注者の承認を得て、物品の設置場所に立ち入ることができる。この場合において、受注者は、必ずその身分を証明する証票を提示しなければならない。

(契約保証金)

第21条 この契約に係る契約保証金は、鹿児島市契約規則第26条第3号の規定により免除する。

(危険負担)

第22条 発注者及び受注者双方の責めに帰すことができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、発注者は、反対給付の履行を拒むことができる。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、発注者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、受注者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを発注者に償還しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 使用開始日までに物品の納入を完了しないとき又は完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

- (2) 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり発注者の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により物品が滅失し又はき損し、使用不可能となったとき。
- (4) 正当な理由がなく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行について不正な行為をしたとき。
- (8) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- (9) 受注者が、鹿児島市物品購入等入札参加資格審査要綱（昭和62年12月1日制定）に基づく入札参加資格を喪失したとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約により生じる債権を譲渡したとき。
- (11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを

知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（力に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者を構成員とする同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したとして、同法第49条の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

ケ 受注者が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

コ 受注者が、独占禁止法第49条若しくは第62条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第14条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。

サ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。

シ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（ク又はケの命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

ス 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第25条 第23条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 使用開始日までに物品の納入を完了することができないとき。
- (2) 履行された業務に関して契約の内容に適合しないものであるとき。
- (3) 第23条又は第24条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、リース料の12カ月分に相当する額（以下「年額相当額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者は、受注者に請求することができる。

- (1) 第23条又は第24条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、その超過分につき、受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第1項第1号の場合において、受注者の履行を認めるときは、発注者は当該使用開始日の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、年額相当額に対して年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 6 前項の規定により計算した遅延賠償金の額が100円未満であるときは、遅延賠償金を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 遅延賠償金は、契約代金、契約保証金その他の支払金から控除する。
- 8 延滞日数の計算については、検査その他発注者の都合によって経過した日数はこれを算入しない。
- 9 第2項の場合（第23条第10号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による損害賠償の請求）

第27条 受注者が第24条第11号クからスまでのいずれかに該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金額として、年額相当額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約が終了した後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第24条第11号クの排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合
- (2) 第24条第11号スに該当する場合のうち、契約の相手方について刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- (3) その他発注者が特に認めた場合
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、共同企業体の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帶して前項の額を発注者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する年額相当額の10分の1に相当する額を超える場合において、その超過分につき、受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 4 受注者が第1項の損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除等)

第28条 この契約は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により、この契約を変更又は解除をしようとするときは、当該年度の開始前の2月前までに、受注者にその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

(協議解除等)

第29条 発注者は、契約期間中に天災事変等その他予期しない特別な理由によるなど必要があるときは、受注者と協議の上、書面による合意によりこの契約を解除又は変更することができる。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除又は変更された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。

(受注者の催告による解除権)

第30条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第31条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第29条第1項の規定により発注者が契約内容を変更したため、契約期間（準備期間がある場合は履行期間）の始期から満了の日までのリース料の総額が当初の3分の1以上減少したとき。
 - (2) 第29条第1項の規定により、発注者が契約の履行を一時中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第32条 第30条又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第33条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第30条又は第31条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 物品に損害を与えたとき。
- 2 前項の賠償額に関して、第17条で規定された受注者の付保する損害保険で補填される額がある

ときは、この額を賠償額から控除するものとする。

(相殺)

第34条 発注者は、この契約において、受注者から徴収すべき金額があるときは、その金額と受注者に支払うべきリース料又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(疑義の解決)

第35条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じた事項又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、関係法令、鹿児島市契約規則及び鹿児島市会計規則（平成4年規則第16号）によるほか、発注者と受注者との間で協議の上定めるものとする。

(裁判管轄)

第36条 本契約に関する裁判は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意裁判管轄とする。

(別表 1)

(1) リース物品

品目	機種	数量
自動券売機		2台

(2) 設置場所

施設名	住所	数量
マリンピア喜入	鹿児島市喜入町6094番地1	2台